

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年7月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル佐沼店

登米市迫町佐沼字中江二丁目4番2号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町5番42号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ジョイショッピングプラザ 登米郡迫町佐沼字中江二丁目4番2号	ヨークベニマル佐沼店 登米市迫町佐沼字中江二丁目4番2号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヨークベニマル 大高 善興 福島県郡山市朝日二丁目18番2号	株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫 福島県郡山市谷島町5番42号
合資会社泉肉店 泉 武 登米郡迫町佐沼字的場12-3	
ヤマダイ 遠藤 幹夫 登米郡迫町森字吐出525	

鹿月堂 伊藤 賛 登米郡迫町佐沼字小金丁 7	
ブックハート 阿部 泰彦 登米郡迫町佐沼字新大東 7	
株式会社コタケ 小竹 義隆 登米郡迫町佐沼字上舟丁 2 1 - 1	
有限会社田口セイコー堂 田口 安英 登米郡迫町佐沼字中江 4 丁目 8 番地 6	
ほし茶園 星 正昭 登米郡迫町佐沼字中江 4 丁目 7 番地 1 0	
ケンショウ薬局 星 和明 登米郡迫町佐沼字大綱 1 2 2 - 5	
たくなんフラワー 佐藤 孝志 登米郡迫町佐沼字中江 1 丁目 1 2 番地 4	

4 変更の年月日

- 3 - (1) 平成 2 9 年 3 月 1 日 (名称)
平成 1 7 年 4 月 1 日 (所在地)
- 3 - (2) 令和 3 年 2 月 1 1 日

5 届出年月日

令和 3 年 6 月 2 1 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター, 登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

7 縦覧期間

令和 3 年 7 月 7 日から令和 3 年 1 1 月 8 日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 1 9 年 2 月 1 日経済産業省告示第 1 6 号) 及び意見書様式を参考のこと。